

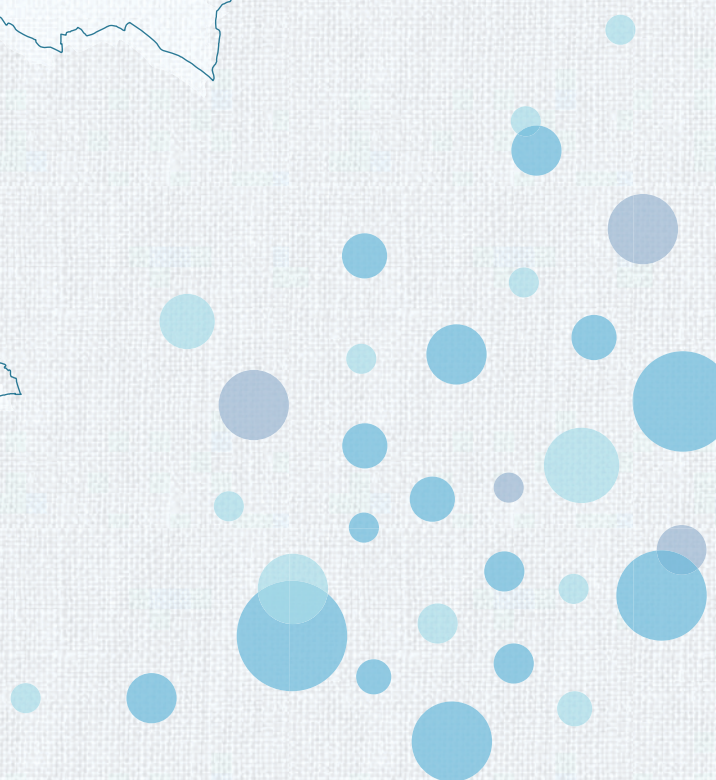
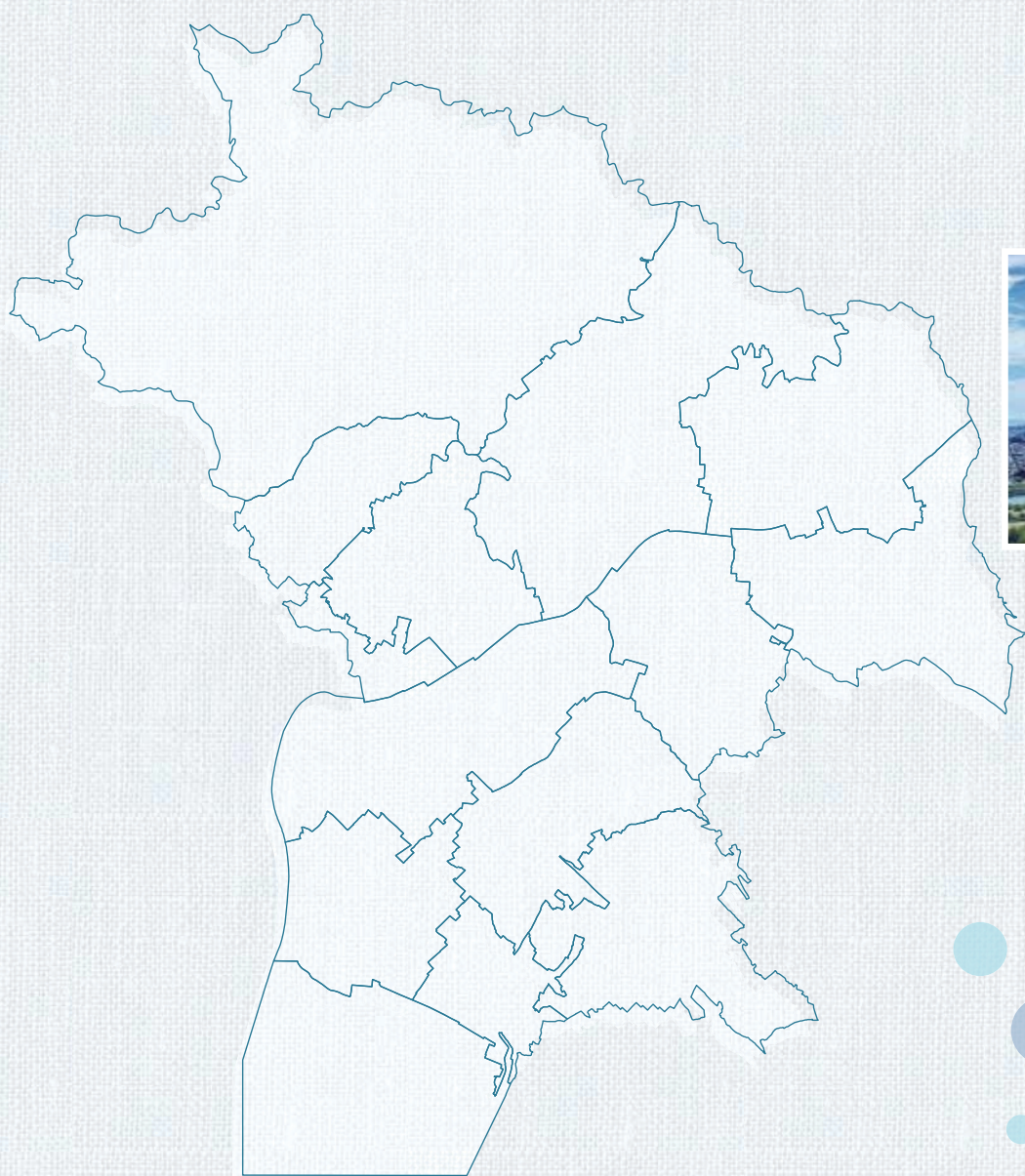
|| City Planning of Kakogawa ||

加古川市 総合計画

夢と希望を描き

幸せを実感できるまち

加古川



City Planning of Kakogawa

加古川市総合計画

令和2(2020)年12月15日議決

夢と希望を描き

幸せを実感できるまち

加古川

加古川市の概要

市のあゆみ

加古川市は兵庫県南部の播磨灘に面し、播磨平野を貫流する加古川の下流域から河口にかけて位置しています。



昭和25(1950)年6月15日に、加古川町、神野村、野口村、平岡村、尾上村の5町村が合併して、市制が施行されました。

その後、昭和26(1951)年に別府町、昭和30(1955)年に八幡村、平荘村、上荘村、そして昭和31(1956)年に東神吉村、西神吉村、米田町の一部と合併し、市域を広げました。さらに、昭和45(1970)年には金沢町を新設し、昭和54(1979)年に志方町と合併したことにより、現在14町から構成されています。

市章



昭和25(1950)年9月18日制定

加古川市は、一級河川「加古川」の水の恵みを受けて発展してきた都市です。

市章は、川を中心に配置し、その両岸に発展を続ける加古川市を表しています。

加古川市民憲章

昭和39(1964)年11月3日制定

加古川の清流は、多くの歴史を残し、豊かな印南野をつくりました。わたくしたちは、加古川市民としての誇りをもち、「光」と「緑」と「新鮮な空気」のある、活気にあふれた産業文化都市をきずくため、ひとりひとりが規律ある行動をとり、反省し、いましめ合う規範として、ここに憲章を定めます。

わたくしたち加古川市民は

- 1 きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
- 1 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。
- 1 自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。
- 1 健康で働き、しあわせな社会をつくりましょう。
- 1 愛情をもち、青少年の夢と希望を育てましょう。

市の花



昭和45(1970)年決定

つつじ

市の木



昭和45(1970)年決定

くろまつ

都市宣言

・世界連邦都市宣言

昭和33(1958)年6月18日議決

・交通安全都市宣言

昭和42(1967)年9月30日議決

・人間環境保全都市宣言

昭和48(1973)年3月28日議決

・福祉都市宣言

昭和54(1979)年12月24日議決

・核兵器廃絶都市宣言

昭和57(1982)年3月29日議決

【ウェルネス都市宣言】

平成12(2000)年6月8日議決



ウェルピー

「ひと」がほほえみ

「まち」が輝き

「自然」があふれる。

ウェルネスは、だれもが

いきいきと毎日をすごすこと。

よりよい環境の中で、豊かな心をはぐくみ、
楽しく学び、元気に働き、明るく生きる。

ウェルネスは、一人ひとりの

心の持ち方と行動によって達成されます。

加古川市は、市民のウェルネスライフを支え、

「ウェルネス都市 加古川」の

実現をめざします。



はじめに



県下最大の一級河川「加古川」が貫流する本市は、北部に自然豊かな丘陵地が広がるとともに、南部や中央部には商業・サービス業の集積が進むなど、自然環境と生活利便性の両方を享受できるまちとして発展してきました。

近年の全国的な人口減少や少子高齢化の進行は、本市においても例外ではなく、産業分野における担い手不足や社会保障関連経費の増大などが予測されます。さらに、新型コロナウイルスという新たな脅威により、日常生活の様々な場面で行動変容が求められるなど、私たちを取り巻く状況を克服するための変化が求められています。

こうした中、市制70周年の節目でもある令和2(2020)年に、本市における今後のまちづくりの方針となる「加古川市総合計画」を定めました。新たな総合計画では、市民生活の安全・安心をしっかりと支えながら、このまちに住む皆さま一人一人により大きな幸せを感じていただけるよう、「ひと」を大切にしたまちづくりを進めていくことをコンセプトとしています。

人と人がともにささえあいながら、市民の皆さまや事業者の皆さまとの「協働」により、明るい未来を実現するため、本計画に基づく各施策の推進に全力を尽くしてまいります。より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆さまに心から厚く御礼申し上げます。

令和3(2021)年3月

加古川市長 岡田 康裕



目次

contents

1章 策定の趣旨	6	11章 都市空間の利用の方向性	43
2章 総合計画の位置付けと期間	6	1節 市域の基本的構成と整備方針	44
3章 総合計画の構成	7	2節 都市拠点と基幹交通体系	46
4章 本市を取り巻く社会経済環境等	8	3節 土地利用の基本方針	50
1節 地方自治体を取り巻く社会経済環境	8	4節 生活圏と行政サービスの展開の方向性	52
2節 本市の現状	22	12章 各施策の基本方針	54
3節 市民意識	31	1節 体系図	54
5章 将来の目標人口	34	2節 各施策の基本方針	56
6章 まちづくりの基本理念	35	1 心豊かに暮らせるまち	59
7章 将来の都市像	35	2 安心して暮らせるまち	73
8章 まちづくりの基本目標	36	3 活力とにぎわいのあるまち	85
9章 まちづくりの方向(施策の大綱)	37	4 快適なまち	93
10章 まちづくりの進め方	42	5 うるおいのあるまち	105
		6 まちづくりの進め方	113
		資料編	121